

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局

大阪市中央区道修町3-3-10

大阪屋道修町ビル3F

06-6232-1095

損保会社と代理店の「不公正な取引」是正を求め 代理店プロジェクト 近畿財務局へ要請

「貴重な現場の声・金融庁へ報告」との回答

「代理店プロジェクト」は、3月12日の「みどうすじ総行動」において、代理店問題での要請書を近畿財務局に提出しました。今回で5度目の申し入れとなります。今年度は、①MS&ADにおける代理店の他社移行強要問題、②「委託型募集人」の身分保障問題、③代理店手数料ポイント問題、④自動車保険の「事故有等級」問題、について要請、4月10日に回答を得ました。

近畿財務局への要請内容

第一は、MS&ADホールディングス傘下の三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保による、代理店の一方的な**他社移行の問題**です。

たとえば、「三井住友海上が拠点を構え、あいおいニッセイ同和は拠点を有しない地域」に存在するあいおいニッセイ同和損保の代理店は、三井住友海上に移行させるといいます。逆のケースでは、三井住友海上の代理店が、否応なくあいおいニッセイ同和の代理店に移行させられます。そうなると必然的に、当該代理店の契約者も保険会社の変更を余儀なくされます。

第二は、「**委託型募集人**」の「適正化」問題です。金融庁は、これまで事実上認めてきた「委託型募集人」を保険業法違反であると判断し、その是正を求めてきました。使用人は「雇用」などの要件を満たす必要があるというものです。

私たちは、「適正化」の選択肢として「廃業」が挙げられていることを問題視し「委託型募集人」に一切の不利益を生じさせないよう強く申し入れを行ってきました。しかし、危惧したとおり「廃業」が続出しています。たとえば、東京海上日動の近畿ブロックでは、移行対象となる委託型募集人1,627人のうち、597人が廃業となっています。

第三は、**代理店ポイント制度**の問題です。

手数料削減は、もはや代理店の生活権侵害となっています。かつて代理店手数料は、一定の基準を満たす代理店の場合一律でした。ところがここに手数料ポイント制度が導入されました。手数料ポイントが60の代理店の場合、代理店手数料は、従来の60%となる仕組みです。これでは、生活が成り立ちません。

第四は、「**保険商品の劣化**」の問題です。

新たな問題として、自動車保険の「事故有等級」制度が取りざたされています。30万円ほどの損害でも、保険料が大幅に上がるため保険を使わないケースがあり、何のための保険だという声が出ている、社会問題として取り上げる必要があるというものです。



近畿財務局への要請団

近畿財務局の回答

「一層の利用者利便の向上を」

4月10日（金）に再び近畿財務局を訪れ、回答を求めました。最初に、銀行、信金・信組、証券、保険など近財のそれぞれの担当官から要請内容に対する総括回答がありました。

金融第三課（保険）の担当官は、「近畿財務局局長が金融庁長官から権限委任されている事項は、損害保険代理店の登録事務と保険募集行為に関する監督等限られたものとなっている」としながらも、「**保険会社各社が経営判断のもとで一層の利用者利便の向上を図ることが重要であると考えている**」と述べました。

さらに、「**代理店有志のみなさんの要請文については、内容を丁寧に読ませていただいたうえで、金融庁にも報告している**」との回答がありました。

その後行われた代理店問題での質疑・応答の中心となったのは、MS&ADにおける代理店の他社移行強要問題と「委託型募集人」問題です。

代理店の移行強制は契約者をも

ないがしろにするもの

出席した代表は、MS&ADに関して次のように述べました。

「代理店の他社移行強要は、他産業のメーカーとエージェントの関係を考えれば、ありえない問題だ」

(P・2へつづく)

(P・1からのつづき)

「例えば、トヨタとダイハツは業務提携し、資本的な関係もあるが、トヨタのディーラーにいきなり『あなた方はこれからダイハツのディーラーになりなさい』などということは通用しない。三井住友海上の代理店に『あなたはこれからあいおいニッセイ同和の代理店になりなさい』というのもまったく同じことだ」

三井住友海上に「NGワード事例」

「三井住友海上の代理店移行を説得するに当たった『NGワード事例』という文書を見ると、代理店がどんな意見を言おうと、一切言うことは聞かないということになっている。これは実質的な強制だ」

「一般の契約者から見れば両社はまったく別会社だ。商品の内容も違う。それを一方的に押し付けることになる。もちろん代理店は大きな問題を抱えるが、それ以上に、そのことを強制される契約者、消費者にとってはさらに大きな問題ではないか」

「強制であれば注視して監督する」

担当官からは、「経営効率化を大手グループの中で進めているという実態については私どもも承知している。顧客に対しては十分代理店さんも含めて説明をしながら進めているというように聞いている。しかし、もし事実上強制的に、強行的に、ひいては顧客にもそういうやり方が行われているのであれば、僕らは非常に注視しながら監督しないといけないと思う。貴重な現場の声としてお聞かせいただいたので、金融庁に報告させていただきたい」との回答がありました。

「委託型募集人」の「適正化」で相次ぐ廃業

「委託型募集人」の問題では、以下のとおり主張しました。

「三者間スキームについては、三メガ損保でも、制度を積極的に推進する会社、採用しない会社、制度を認めるものの高齢者募集人から期限を切って廃業の確約書を取っている会社と、その対応は各社バラバラだ。各保険会社のやり方がそれぞれあるかも知れないが、その下には募集人、契約者の存在がある」

「募集人が廃業で急にいなくなったら、そのお客さんはどこで契約するんですかという話になる。これまでベテランの方がやられてきたのを『契約は保険会社に帰属するものです。保険会社に戻します。だから全然知らない人が行きます』などと、仮に研修生が対応するというのであれば品質が下がってしまうことになる」

「廃業」のデータ開示を

「金融庁には、『適正化』の結果廃業した募集人がどれくらいいるのか、その募集人さんが果たして再度雇用されているのかどうか、精査してそのデータを開示してほしい。保険会社によっては、金融庁への回答はとりあえず『雇用』でやっておいて、実際にはこれから対応するというところもあると聞いている。3月末で終わりではなく、これからの1年間さらに実態を精査し検証し直して

いただきたい」

これに対し担当官からは、「保険会社の『適正化』報告は全て金融庁で内容を精査することになる。

廃業した方がもう一回復活するケースというのはいり得ると思うが、そこまで報告を求めているので分からないんじゃないだろうか。顧客をきちっとフォローするためには、これまで保険を販売してきた募集人の方がもう一回やったほうがベストだという問題意識を持っておられることは金融庁に伝えさせてもらう」との回答が寄せられました。

4.28府民大集合

大阪市なくしたらアカン

日時：4月28日(火)

午後7時開会(6時開場)

場所:大阪府立体育館(なんば)

We Say NO! 各界からのお話
文化行事 [コント]ザ・ニュースペーパー
記念講演

5月17日(日)住民投票

棄権は危険

キッパリ反対!

〈戦後70年沖縄平和ツアー〉締め切り迫る

日程：6月13日(土)～15日(月)

- ・赤嶺政賢衆議院議員及び仲山弁護士との懇談会
- ・普天間基地視察と辺野古新基地阻止座り込み激論ほか観光も。

詳細は前回発送の〈ご案内〉をご覧ください。

- ・定員25名まであと僅か。定員に達しだい締め切らせていただきます(又は4月末)。

小畑裁判(第10回)

5月15日(金) 午後1時20分から
大阪地裁610号法廷

〈報告集会〉 同日午後6時30分から

アイクルの部屋にて

多くの方の傍聴

参加をお願いします。



3・23報告集会にて